

みやき町景観計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和2年3月に策定した「みやき町景観計画」について、策定から5年を迎えることから、みやき町を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえた新たな景観まちづくりの方向性を示す基本計画として、2か年度をかけて改定を行う。上記にあたり、高度な知識、専門的技術・経験を有する事業者の支援を得ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

みやき町景観計画改定業務委託

(2) 業務内容

みやき町景観計画改定業務委託仕様書のとおり

(3) 契約上限額

金7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（事業費内訳：令和8年度3,000,000円、令和9年度4,500,000円）

※ 契約上限額を超えた提案は失格となります。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月24日まで

(5) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本町は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 参加資格

事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の要件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) みやき町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年3月1日告示第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始申立てがなされた者でないこと。
- (6) みやき町暴力団排除条例（平成 24 年みやき町条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに該当していないこと。
- (7) 提案者は、本業務の遂行にあたり専門的かつ十分な能力を有し、過去において 1 件以上、国・地方公共団体などが発注する本業務と同種または類似した業務実績を有すること。

4 スケジュール

項 目	期 日
公募開始	令和 8 年 5 月 2 7 日（水）
質問受付期限	令和 8 年 6 月 3 日（水）
質問に対する回答	令和 8 年 6 月 1 0 日（水）
参加申込受付期限	令和 8 年 6 月 1 7 日（水）
参加資格決定通知	令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 予定
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 1 日（水）
企画提案審査委員会 （プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 8 日（水）
審査結果通知	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）
契約締結	令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

5 応募手続き等に参加申込書及び企画提案書・提出部数等

(1) 募集公告

①公告方法

みやき町ホームページにて募集公告を行う。

ホームページ URL:<https://town.miyaki.lg.jp>

(2) 参加申込書等について

①提出書類

No.	様式	提出書類	提出部数
1	指定	参加申込書（様式第1号）	1部
2	指定	会社概要（様式第2号）	原本1部 副本1部
3	指定	企業業務実績調書（様式第3号） ※受注業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること	原本1部 副本1部
4	指定	業務実施体制調書（様式第4号）	原本1部 副本1部
5	指定	管理技術者等の実績等調書（様式第5号）	原本1部 副本1部
6	官公庁様式	2. 参加資格（3）に掲げる各種税を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）	原本1部 副本1部
7	官公庁様式	資本金を証明できる書類（直近のもの） ※履歴事項全部証明書	原本1部 副本1部

※会社のパンフレット等があれば提出（1部）

②提出期限

令和8年6月17日（水）正午まで

※上記の受付時間は開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

ただし、正午から午後1時は受付時間外とする。

③提出先

みやき町 事業部 産業支援課 産業支援担当

〒840-1106 佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地

④提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限内「必着」とする。）
※郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。

（3）企画提案書等について

①提出書類

No.	様式	提出書類	提出部数
1	任意	企画提案書	原本 1 部 副本 12 部
2	任意	全体工程表	原本 1 部 副本 12 部
3	任意	参考見積書（内訳含む）	原本 1 部 副本 12 部

※企画提案書については、仕様書及び評価基準に沿った内容とすること。

②提出期限

令和 8 年 7 月 1 日（水）正午まで

※上記の受付時間は開庁日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。
ただし、正午から午後 1 時は受付時間外とする。

③提出先

みやき町 事業部 産業支援課 産業支援担当
〒840-1106 佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地

④提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限内「必着」とする。）
※郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。

6 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照すること。なお、質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（1）受付期間

令和 8 年 6 月 3 日（水）正午まで

（2）提出方法

質問書（様式第 6 号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

※Microsoft Word で読み込み可能なファイルにて提出すること。

(3) 提出先アドレス

sangyoushien@town.miyaki.lg.jp

(4) 回答日

令和8年6月10日(水) ※予定

(5) 回答方法

みやき町ホームページに掲載

※質問内容が質問者固有の提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答する場合もある。

7 審査概要

(1) 審査(プレゼンテーションによる最終審査)

企画提案についてのヒアリング等を行うため、プレゼンテーションを実施し、別紙「評価基準」に基づいて評価委員会で審査する。

- ・開催日時 開催日時、場所等については、後日、参加者に別途指示する。
- ・出席者 各社 3名以内
- ・準備 各社 5分以内
- ・発表時間 各社20分以内
- ・質疑応答 15分程度
- ・発表順 企画提案書の提出が早い提案者から順に行うこととする。
- ・その他

プロジェクター及びスクリーンはみやき町で用意するが、その他プレゼンテーション等に必要な機材については提案者が手配すること。

プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書に記載した内容に沿って作成すること。企画提案書に記載のない事項について説明があった場合、その事項は評価しない。

(2) 審査結果の通知

審査結果及びヒアリング等(プレゼンテーション)の実施について、書面により通知する。

(3) 審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は、別紙「評価基準」のとおりとする。

(4) 判定および契約候補者の選定

判定は、審査の評価点により行い、評価点がもっとも高い提案者(以下、「最優秀提案者」という。)を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。

(5) 提案が1者のみの場合における選定方法

提案が1者のみの場合においても、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

8 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 参考見積書の金額が、設定された提案上限額を超過した場合
- (6) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申込を行い、参加資格を得たもの

9 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

みやき町は、評価委員会が選定した者を、本業務に係る契約候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項、または、第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、みやき町から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ④その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、みやき町の定める業務に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本業務の契約内容については、契約候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ②本業務の実施体制に記載した配置担当者については、特別の理由によりみやき町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差し替え等は、原則認められない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等に係る全ての費用は提出者の負担とする。
- (5) 情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

11 連絡先（提出先）

〒840-1106 佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地
みやき町 事業部 産業支援課 産業支援担当
TEL: 0942-96-5545
FAX: 0942-96-5530
MAIL: sangyoushien@town.miyaki.lg.jp